

岐阜県公報

第二千九百九十四号
平成三十年十月三十日

(火曜日)

目次

告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更
第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可
道路の区域変更
急傾斜地崩壊危険区域の指定
都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(航空宇宙産業課) 六七七
(里川振興課) 六七七
(道路維持課) 六七八
(砂防課) 六七八
(下水道課) 六七八

告 示

岐阜県告示第五百三十三号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成三十年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指 定	
		年月日	指 定 有 効 期 限
メイラ株式会社	愛知県名古屋市中村区椿町一七番一五号	平成 二九・三・三	変更前
		平成 三〇・三・三	変更後
		平成 三三・三・二	

岐阜県告示第五百三十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成三十年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

漁業権者の名称及び住所	免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日

庄川漁業協同組合
高山市庄川町新洲五八五番地
内共第四十次のとおり
六号
平成三十年十月十五日

（「次」は省略し、岐阜県農政部里川振興課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 ル（メートル）	備 考
県道	美濃加線	美濃市大字松森字赤谷一 一三七番三地从先から 同 市大字同 字八幡前 二一八五番一地从先まで 美濃市大字松森字赤谷一 一三七番三地从先から 同 市大字同 字八幡前 二一八五番一地从先まで	前 A 後 B	二・五 一〇・二 一・〇〇七・九 一・九・九 四・四・八	一・〇〇七・九 九七〇〇 九七〇〇	A B 及び 係図は に表示 する敷 地の区 分をい う。

岐阜県告示第五百三十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

久田久	次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 加茂郡七宗町神淵
上惣作	四五八二番 一号 四五七七番 二号及び三号 四五六三番 四号 四五六二番 五号 四四九八番 六号及び七号 四四九七番 八号 四四六八番 九号 四四七〇番 十号 四四七四番 十一号 四四七九番 十二号 四四九四番 十三号 四五〇二番 十四号 四五五七番 十五号 四五五二番 十六号 四五八五番 十七号
上惣作	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

中津川市

二 都市計画事業の種類及び名称

中津川都市計画下水道事業 中津川市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年三月三十日から

平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

平成三十年十月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社